

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務に関わる契約締結は、当該業務にかかる令和3年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものです。

令和2年12月14日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区のプラスチック資源循環施策のあり方に関する基礎調査等業務委託

(2) 業務内容

世田谷区一般廃棄物処理基本計画の方針を基に、プラスチック資源循環施策のあり方に関する各種調査を実施し、環境負荷やコストを基に費用対効果等の分析や検討、提案を行うものである。

※詳細は提案書要求説明書（募集要項）を参照。

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 東京都内に本社または支社、営業所を有する法人であること。
- (6) 過去5年間に東京23区若しくは他の自治体（人口20万人以上）において、一般廃棄物処理基本計画の策定又は改定に携わった実績があること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 委託実績に関する事項
- (2) 企画力に関する事項
- (3) 遂行力に関する事項
- (4) その他追加提案に関する事項
- (5) 価格に関する事項

5 手続き等

(1) 担当部課

〒156-0043

世田谷区松原六丁目3番5号 梅丘分庁舎2階

世田谷区清掃・リサイクル部事業課事業計画

電話：03-6304-3267

FAX：03-6304-3341

※受付時間は午前9時～午後5時とする（土・日曜日、祝日を除く）。

(2) 提案書要求説明書（募集要項）の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和2年12月14日（月）から令和2年12月28日（月）まで

②場 所：世田谷区ホームページ（※）及び（1）担当部課窓口で交付

※ホームページ掲載箇所

トップページ→目次から探す→くらし・手続き→ごみ・リサイクル→
→ごみ・リサイクルに関する事業者向け情報

③交付方法：区のホームページからのダウンロード又は窓口で希望者に無償配布

※窓口での配布時間は午前9時～午後5時とする（土・日曜日、祝日を除く）。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

①提出期限：令和2年12月28日（月）午後5時まで

②提出場所：（1）担当部課に同じ

③提出方法：直接持参すること（郵送不可）

※受付時間は午前9時～午後5時とする（土、日曜日、祝日を除く）。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

①提出期限：令和3年2月4日（木）

②提出場所：（1）担当部課に同じ

③提出方法：直接持参すること（郵送不可）

※受付時間は午前9時～午後5時とする（土、日曜日、祝日を除く）。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）担当部課に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。

(8) 提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書等を無効とする。

(9) 詳細は提案書要求説明書（募集要項）による。